

## 錦江町農業委員会 7月総会議事録

○ 開催日時 平成28年7月25日(月) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○ 欠席委員(1人)

委員	13番	徳永 哲朗
----	-----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第15号 農地法第3条許可申請について

議案第16号 農地法第5条許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成28年7月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席については徳永委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番 貫見委員と15番 畠中委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第15号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第15号について説明いたします。</p> <p>先ず受付番号4号の譲渡人は、I・Nさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字城814番2、地目は畑、地積は617㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はF・Yさん、K・Z自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Fさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地36,268㎡、小作地8,065㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、耕運機・管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、16番 山中委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を16番山中委員お願いします。
16番 山中委員	このI・Nさんというのは、前教員で、今、K市にいらっしゃいます。後継者も居ないということで、Fさんが希望していらっしゃいます。Fさんにつきましては、育成牛を中心にインゲン、馬鈴薯を息子さんと共にやっています。何ら問題は無いかと思います。終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
5番 平原委員	この価格は。
16番 山中委員	それはまた調査をして報告します。
議 長	価格については、調査をして来月報告して頂きたいと思います。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第15号を採決します。 お諮りします。 議案第15号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第15号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に議案第16号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

<p>事務局</p>	<p>それでは議案第16号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号4号につきましては、農家住宅、農業用倉庫建設のための転用申請となっておりますが、追認による申請となっております。</p> <p>申請人はT・MさんとT・Yさんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は、神川字中尾6，359番10、地目は畑、地積は939㎡となっております。</p> <p>6頁から11頁にかけて、位置図、配置図等を、続いて12頁に始末書を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>次の受付番号5号につきましては、畜舎建設のための転用申請となっておりますが、これも追認の申請となっております。</p> <p>申請人はT・MさんとT・Sさんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は、田代川原字丸尾1，733番1、地目は畑、地積は2，214㎡となっております。</p> <p>13頁から22頁にかけて、位置図、配置図等を、23頁に始末書を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次の受付番号6号につきましては、畜舎建設のための転用申請となっております。</p> <p>申請人はY・FさんとT・Sさんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は、田代川原字丸尾1，738番1、地目は畑、地積は2，649㎡となっております。</p> <p>24頁から29頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>受付番号5号、6号の担当調査員は、14番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号4号について、10番 牧原委員をお願いいたします。</p>
<p>10番 牧原委員</p>	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>19日の日に、会長、事務局2人と朝9時から行って確認を取りました。</p> <p>これが反省なんです、7年前に隠居の家を作られたということで、私も全然もう住宅の隣だったもんですから、ここが農地とは全然思ってもいずに、農地利用調査の時にも見落としていました。申し訳ないと思っております。</p>

	<p>このT君の住んでいる家の直ぐ隣に隠居部屋を作って、その奥に農業用倉庫ということで作ってありまして、本人さんも申請をするのを忘れていたということで始末書の方も出されております。殆んどここは畑というよりも雑種地みたいな感じで、家の裏の菜園畑みたいなところで、私も全然気が付かなかったんですが、畑だったということで5条申請という形になりました。</p> <p>12頁の方に始末書の方も付けてございます。よろしく願いを致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号5号、6号について、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>7月の15日に事務局と毛下委員と現地を見て参りました。この5号のT・MさんとSさんは親子関係でございます。以前、Mさんがここで牛を飼っていたんですが、その牛は別なところに移動されまして、息子のSさんが今後はそこで豚を飼育されております。既に8頭の母豚が入っておりまして、子豚も生まれていたようでございます。ここは近隣に住宅が無いので臭いの方も別に気にならないところでありまして、し尿処理の方は汚水槽を作って汲み取り式にしてございました。それと6号の方は、今の豚舎を作ってある所の道路を挟んで向かい側にもう1件豚舎を建てる計画であるということでございます。ここは以前、Y・Fさんの田なんですが、今現在は耕作放棄地みたいになっておりまして、ここを購入されまして、ここに新しいのを作って、ここは浄化槽を作るように計画をしてございます。因みに〇〇万円で購入されたそうでございます。ここは人家が無いところですので、臭いの方も、公害の方も無いんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
19番 鈴委員	<p>今、追認ということで出て来ておりますけれども、始末書を書けば良いんだというか、何かそういう何か決まりというか、何かあるんですか。これは農地利用の調査等も何年かやっている訳で、早い話が見なかったというですよね。</p> <p>こういうのが今後も出て来ると思うんですけれども、何か決まりがあるんですか。</p>
事務局	<p>転用については当然申請をして許可を得るところなんですけれども、我々の指導を受けている中では、許可出来ない場所に作った場合と、2種農地であったりとかして許可できる場所に作ってあった場合とかの取扱いが違います。</p>

	<p>農地の種類によって許可できる場所に許可できるものを作っている時は、追認の指導をなさいと。それに従わないときには原状回復命令を出すということになります。ですから作ったから即罰金でも払わなければならないかということそうではないということになります。例えば1種農地等に許可できないものを作ったら、即撤去をなさいとという命令を出さなければなりません。追認で過去何件か出て来ていると思うんですが、許可できる場所に許可できるものを作ったと分かった時点で指導をなさいとということになっています。</p> <p>後の農地利用状況調査説明会で話をしようと思ったんですが、地図と土地台帳と照らし合わせて頂いて、建物が建っていた場合は先ず転用をしているのかなということ疑って頂きたいというのが1点。追認で出て来た場合は、場所と内容を検討するというようになります。</p>
19番 鈴 委員	作る場所によるということですね。
事務局	それと転用の許可が出来る所は、登記名義人が現存されていないと出来ませんので。だから相続登記がされていなければ、先ず相続登記からになりますので、そうでないと許可は出ません。名義人が亡くなっている場合は、相続人が申請する場合は、相続登記に必要な書類一式を添付した場合のみです。ですからなるべく相続登記をするように皆さんも指導をして下さい。
2 番 基 委員	それと農用地にプレハブ等を建てる時には許可は要らなかったんだが、5年くらい前から申請だけを各町に出せば良いということで許可は要らないということになっていますよね。
事務局	<p>200㎡未満の倉庫なり、非農地とか、そういうのは関係なく利用届というのを出すだけで。通路等を含めて使用する面積が200㎡を超えると許可、それ未満であれば届出で済むということになります。農道については面積の制限がないので、自分が使いたいところが道が狭くて、手前に自分の土地があつてそこを農道にしますというのは、広げた場合でも届出だけで、面積は関係ないです。</p> <p>一時的に使いたい場合は、一時使用届があります。</p>
2番 基 委員	仮置き場、現場事務所なんかですね。
8番 寺田委員	200㎡以下であれば、用途変更というので済むの。

事務局	農振農用地になっている場合は、それは農業委員会の許可が要ります。結局農地から農業用施設用地に変更しないといけないので、その部分に対しての変更は申請が要ります。ただ転用については200㎡未満であれば利用届というのを出すだけです。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第16号を採決します。 お諮りします。 議案第16号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第16号 農地法第5条許可申請については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に議案第17号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。 議資料のとおり、今回は32筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第17号のうち、受付番号44号を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、議案第17号のうち、受付番号44号についてを説明いたします。</p> <p>受付番号44号の貸し人はW・Yさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字西ノ下868番20、地目は田、地積は1,474㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年8月1日から平成31年12月14日までで、小作料金50,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、T・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>坪T・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が1名で60日、自作地6,318㎡、小作地2,454㎡で、インゲン、馬鈴薯、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、動噴各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は29番 本釜委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、20番本釜委員お願いします。</p>
20番本釜委員	<p>報告いたします。</p> <p>WさんとTさんは兄弟関係にあります。Wさんが野菜を作られておりましたけれども、もう作られないということで、Tさんに作って欲しいということでお願いがありまして、Tさんがこれを引き受けて下さいました。農地は綺麗にされておりますし、何ら問題は無いと思います。小作料金が若干高いと思われませんが、高いけれどもそれで良いということで、Tさんの方から了解を得ました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号のうち、受付番号44号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第17号のうち、受付番号44号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第17号のうち、受付番号44号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第17号のうち、受付番号45号から75号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第17号のうち、受付番号45号から75号までを説明いたします。</p> <p>受付番号45号から75号までについては、農地中間管理事業に係る案件となっています。</p> <p>配分計画案を配布してありますので、そちらも一緒にご覧ください。</p> <p>まず、45号から52号までのM・Hさんですが、Mさんは経営転換協力金の対象となっています。47号、51号についての契約期間が5年となっておりますが、これは未だ相続登記がされていない関係で5年間を2回結ぶこととなっております。</p> <p>次の53号から57号のO・Tさん、そして58号のZ・Kさん、59号のB・Kさんについても経営転換協力金、60号のT・Sさんは耕作者集積協力金、それから61号から63号のI・Rさん、64号のF・Tさん、65号、66号のN・Tさんについては経営転換協力金、そして67号から73号のI・Yさん、それから74号、75号のT・Tさんは耕作者集積協力金の対象となっているところです。</p> <p>賃借料、再配分予定者につきましては、配分計画案の中ほどに記載してございますので、ご覧下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明ありましたが、質疑はありませんか。</p>
10番 牧原委員	<p>この中間管理事業も物納は、直接ご本人さんへ物納で良いわけ。</p> <p>通常の場合は中間管理機構が払う訳でしょう。</p>

事務局	お金の場合は、口座から引いて口座に振り込むことになりますが、物納だけはそういうことに行かないので、再配分された方が地権者の所に持って行くという形になります。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第17号のうち、受付番号45号から75号までを採決します。 お諮りします。 議案第17号のうち、受付番号45号から75号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第17号のうち、受付番号45号から75号までは、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、平成28年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14 番

15 番

議事録調整者 窪 和人